

海外療養費を請求される方へ

提出書類

- ・療養費支給申請書
- ・診療内容明細書(現地通貨で可)
- ・診療内容明細書の翻訳
- ・領収明細書(現地通貨で可)
- ・領収明細書の翻訳
- ・領収書
- ・海外療養費算定請求添付票
- ・渡航確認書類 (旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し)
- ・調査に関わる同意書

* . 注意事項

- .『診療内容明細書』、『領収明細書』は同じような内容のものでしたら、受診された病院の様式のもので差し支えありませんが、わからないようでしたら当組合の用紙に証明していただいてください。
- .『診療内容明細書の翻訳』・『領収明細書の翻訳』の翻訳者は家族以外の第三者です。翻訳者の住所・氏名・捺印をお願いします。
- .『海外療養費算定請求添付票』は別紙『海外療養費算定請求添付票の記入のお願い』、『歯科診療・部位治療内容の記入留意点』をご覧ください。
- .療養費は健康保険法に基き、国内で治療を受けたものとみなした場合の医療費を基本として算定されます。
- .療養費の支給額の算定に用いる邦貨換算率は、療養費の支給決定日の外国為替換算率です。

『海外療養費算定請求添付票』の記入のお願い

- ・ 国内の基準に準じ、診療行為は月別請求が基本となります。診療行為が2ヶ月以上にわたるときは原則として月別に仕分けして算定するため、月別、入院、通院別で実日数を記入してください。
- ・ 海外療養費算定資料に不足等あった場合の治療内容の推定に役立てる為、どんな病気で治療を受けたのか、薬を購入したかなど簡略に添付票に記入してください。
例えば、「風邪で治療を受け、薬をもらった」とか「奥歯が虫歯で、1本に金属冠を被せた」といった程度で結構です。
- ・ 現地での医療費は、医療機関等に支払った自己負担分だけでなく、保険会社からの医療費給付分も合算した総医療費を記入してください。海外療養費の請求金額のチェックに役立てます。
- ・ 医療機関の処方箋で現地の薬局で薬剤等を購入した場合は、診療費と一緒に薬剤費についても領収書を添付してください。